



発行 新潟県

第 63 号

令和8年8月14日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 677 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 678 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 679 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 680 道路の区域変更（道路管理課）
- 681 道路の供用開始（道路管理課）
- 682 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 683 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 684 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 685 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 686 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 687 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 688 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 689 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（環境対策課）
- 一般競争入札の実施（福祉保健総務課）
- 大規模小売店舗の届出事項の変更（地域産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

告 示

◎新潟県告示第677号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、令和8年8月16日から生ずるものとする。

令和8年8月14日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域

新潟漁業協同組合の地区のうち旧西蒲漁業協同組合及び旧五十嵐浜漁業協同組合の区域

2 区分

法第104条第2号に掲げる漁業

3 届出年月日

令和8年7月9日

◎新潟県告示第678号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、令和8年8月16日から生ずるものとする。

令和8年8月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 区域
佐渡漁業協同組合の地区のうち旧両津市漁業協同組合の区域
- 2 区分
10トン未満の漁船により営む漁業
- 3 届出年月日
令和8年7月9日

◎新潟県告示第679号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので令和8年8月17日から令和8年9月11日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年8月14日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
阿賀野市 水野一芳ほか86名	千唐仁・嶋瀬	区画整理	新規	土地改良事業計画書の写し 規約の写し	阿賀野市役所	第95条

- 1 異議の申出について
この土地改良事業計画の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。
- 2 土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えについて
 - (1) この土地改良事業計画の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。
 - (2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。
なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第680号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年8月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市加茂歌代字境359番 1 から	新	10.0～30.6メートル	434.4メートル
同市加茂歌代字境406番 1 まで	旧	10.0～30.2メートル	434.4メートル

備考 路線の重用

全区間県道佐渡縦貫線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市加茂歌代字境359番 1 から	新	10.0～30.6メートル	434.4メートル
同市加茂歌代字境406番 1 まで	旧	10.0～30.2メートル	434.4メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道350号と重用

◎新潟県告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年8月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 一般国道 350号
- 2 供用開始の区間
佐渡市加茂歌代字境359番 1 から同市加茂歌代字境406番 1 まで
- 3 供用開始の期日 令和8年8月14日

◎新潟県告示第682号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成26年1月14日新潟県告示第34号）を次のとおり解除する。

令和8年8月14日

新潟県知事 花 角 英 世

長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
村松北(3)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第683号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成28年3月1日新潟県告示第246号）を次のとおり解除する。

令和8年8月14日

新潟県知事 花 角 英 世

長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
峠地区	長岡市上桐	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第684号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成23年6月24日新潟県告示第936号）を次のとおり解除する。

令和8年8月14日

新潟県知事 花 角 英 世

長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中の西地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第685号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成26年1月14日新潟県告示第35号）の指定を解除する。

令和8年8月14日

新潟県知事 花 角 英 世

長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
村松北(3)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第686号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成28年3月1日新潟県告示第247号）の指定を解除する。

令和8年8月14日

新潟県知事 花 角 英 世

長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
峠地区	長岡市上桐	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第687号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成23年6月24日新潟県告示第937号）の指定を解除する。

令和8年8月14日

新潟県知事 花 角 英 世

長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中の西地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第688号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和8年8月14日

新潟県知事 花 角 英 世

長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
村松北(3)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
峠地区	長岡市上桐	次の図のとおり	土石流
中の西地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第689号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和8年8月14日

新潟県知事 花 角 英 世

長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
村松北(3)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中の西地区	長岡市小島谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
新潟県大気常時監視テレメータシステム賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県環境局環境対策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借上げ
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和8年7月28日
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社コベルコE&M
兵庫県神戸市灘区岩屋北町4丁目5番22号
- 7 落札価格
42,240,660円
- 8 入札公告日
令和8年7月10日
- 9 落札方式
最低価格

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234号第1項の規定により、トリプル四重極型液体クロマトグラフ質量分析装置の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和8年8月14日

新潟県保健環境科学研究所長 水 戸 部 英 子

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
トリプル四重極型液体クロマトグラフ質量分析装置の賃貸借
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入期限
令和8年12月28日（月）
 - (4) 納入場所
新潟県保健環境科学研究所（新潟県新潟市西区曾和314番地1）
 - (5) 賃貸借の契約期間
令和9年1月1日から令和14年12月31日まで

2 入札説明書の交付、問い合わせ先

(1) 入札説明書の交付

入札説明書等の交付は、本公告の日から下記(2)の場所で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

(2) 交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-2144

新潟県新潟市西区曾和314番地 1

新潟県保健環境科学研究所 総務課

電話番号 025-263-9411

Eメール ngt043020@pref.niigata.lg.jp

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和8年9月18日(金) 午前10時

(2) 場所

新潟県保健環境科学研究所 1階 会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県知事による指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県保健環境科学研究所長から確認を受けている者であること。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書を提出し、新潟県保健環境科学研究所長の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期限

令和8年9月11日(金) 午後5時まで

イ 提出場所

上記2(2)の場所に提出すること。

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送による場合は、アの期間内に必着とする。持参の場合は平日の午前8時30分から午後5時までとする。

エ 提出書類

入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い入札参加の可否を決定する。本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和8年9月15日(火) 午後2時以降に電話で連絡する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した入札書を封書の上、「入札書在中」と朱書きをし、令和8年9月17日午後5時15分までに上記2(2)記載の場所に到着するよう、書留郵便で提出すること。

(2) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金

額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額に100分の10に相当する金額を加算した金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

(2) 契約保証金

入札金額に100分の10に相当する金額を加算した金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額。）以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

8 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 誓約書

暴力団等の排除に関する誓約書については、入札説明書による。

(3) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）への通報報告を行うこと。

(4) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情申し立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続きの停止等を行うことがある。

(5) その他

詳細は入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the items to be purchased:

Liquid Chromatograph / Triple Quadrupole Mass Spectrometer (LC-MS/MS) [1] units
(by lease)

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00 P.M. September 11, 2026

(3) Date of bid opening:

10:00 A.M. September 18, 2026

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Niigata Prefectural Institute of Public Health and Environmental Sciences
314-1, Sowa, Nishi-ku, Niigata City, Niigata prefecture
950-2144, Japan
Phone 025-263-9411 FAX 025-263-9410
E-mail : ng043020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年8月14日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 原信小出東店

所在地 魚沼市井口新田字欠下728番地1 外

設置者 株式会社原信 他1者

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社原信 代表取締役 原 和彦 新潟県長岡市中興野18番地2 他1者

(変更後) 株式会社原信 代表取締役 原 和彦 新潟県長岡市中之島1993番地17 他1者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社原信 代表取締役 原 和彦 新潟県長岡市中興野18番地2 他4者

(変更後) 株式会社原信 代表取締役 原 和彦 新潟県長岡市中之島1993番地17 他4者

3 変更年月日

(1) 令和6年10月1日 他

(2) 令和6年10月1日 他

4 変更理由

(1) 設置者の氏名及び住所の変更のため

(2) 小売店舗を行う者の氏名及び名称、住所の変更のため

5 届出年月日

令和8年7月27日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、魚沼市商工課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和8年8月14日から令和8年12月14日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立精神医療センター清掃業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和8年8月14日

新潟県立精神医療センター院長 細木 俊宏

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

清掃業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 8 年 10 月 1 日 (木) から令和 11 年 9 月 30 日 (日) まで

(4) 履行場所

新潟県立精神医療センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県庁舎等管理業務入札参加資格名簿の営業種目「建築物清掃業務」又は「建築物環境衛生総合管理業務」に登録されている者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和 45 年法律第 20 号) 第 12 条の 2 第 1 項第 1 号「建築物清掃業務」又は第 8 号「建築物環境衛生総合管理業務」に基づく新潟県知事登録を受けた事業所を有すること。

(5) 医療関連サービスマーク認定 (院内清掃業務) を取得している旨を証明した者であること。

(6) 新潟県内に本社 (本店) が所在する者であること。

(7) 医療法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 50 号) 第 9 条の 15 で定める基準に適合する者であること。

(8) 200 床以上の病床数を有する病院の当該業務を、令和 5 年 4 月 1 日以降、12 か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(9) 入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。

(10) 新潟県暴力団排除条例第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 940-0015

新潟県長岡市寿 2 丁目 4-1

新潟県立精神医療センター経営課

電話番号 0258-24-3930 内線 127

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記 3 (1) の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

(1) 入札希望者は令和 8 年 9 月 14 日 (月) 午後 5 時までに、入札説明書に定める一般競争入札提出書類等を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和 8 年 9 月 14 日までに必着させるとともに、簡易書留を利用すること。

(2) 入札参加資格確認書類の提出場所は 3 (1) とする。

(3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和 8 年 9 月 25 日 (金) 午前 10 時 00 分

新潟県立精神医療センター 大会議室

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札書に記載された金額を 36 で除して、12 を乗じて得た金額に当該金額の 100 分の 10 を加算した金額の 100 分の 5 に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程 (昭和 60 年新潟県病院局管理規程第 5 号。以下「規程」という。) 第 196 条第 3 項第 1 号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を 36 で除して、12 を乗じて得た金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程 (昭和 60 年新潟県病院局管理規程第 5 号。以下「規程」という。) 第 186 条第 3 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立精神医療センターの交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be purchased;

Cleaning in the Hospital [1]set

(2) Deadline for bid submission

10 : 00 A.M. September 25, 2026

(3) For more information, please contact the following division in Japanese;

Department of Administration, Niigata Prefectural Niigata Psychiatric Center Hospital

*address: 2-4-1 Kotobuki, Nagaoka-City, Niigata

〒940-0015

JAPAN

TEL 0258-24-3930 Ext. 127